

<平成29年12月20日評議員会決議>

評議員、役員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用の弁償に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人馬場福祉会定款第8条、第22条及び評議員選任・解任委員会の運営に関する細則第10条の各規定による報酬及び費用の弁償について定める。

(報酬)

第2条 評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員は無報酬とする。

(費用の弁償)

第3条 評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員に対して費用を弁償する。

2 費用の弁償は、社会福祉法人馬場福祉会・幼保連携型認定こども園ひがしやまこども園の旅費規程の定めるところによる。

附 則

第1条 この基準は平成29年12月20日から施行する。